

愛媛県土木部建設工事関連業務共同企業体契約 方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内の事業者の技術力の向上を図るため、愛媛県土木部が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務（以下、「業務」という。）において、愛媛県建設工事関連業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）との契約にあたって必要な手続を定めるものとする。

(入札方式)

第2条 この要領により発注する業務の入札方式は、事前に入札参加を希望する共同企業体を募集し、その応募者の中から入札に参加する共同企業体（以下、「入札参加者」という。）を選定する方式（公募型指名競争入札）とする。

(対象業務)

第3条 この要領の対象は、高度かつ特殊な技術を要する業務とする。

(公募の公告等)

第4条 発注者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第132条第1項の規定に基づき、県ホームページ（「入札情報（建設工事等）」及び発注部局等のホームページ。以下同じ。）により公告するものとする。

2 公募の公告は、別添標準公募公告例によるものとする。

(入札参加資格)

第5条 この要領による入札参加者（共同企業体の構成員を含む。）に必要な資格は、令第167条の6に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 愛媛県が行う測量、建設コンサルタント等業務に関する入札参加資格の審査を受け、入札参加資格を有すると認められていること。

(3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(4) 入札参加者の構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有する

ものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(5) 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

(6) 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

(7) 当該業務を履行する能力があると認められること。(過去の業務実績を明示すること。)

(8) 当該業務に配置を予定する管理技術者及び照査技術者が適正であること。(必要な資格等を明示すること。)

(9) その他業務毎に必要なと認める事項

(入札参加資格の決定)

第6条 前条に規定する資格は、当該業務を発注する部局又は地方機関において設置する検討委員会等の審査を経て部局又は地方機関の長が決定するものとする。

(入札参加申請書等及び入札参加資格確認資料の提出)

第7条 発注者は、入札参加希望者から建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書(様式第1号。以下「審査申請書」という。)と合わせて、入札参加資格確認資料(様式第2号。以下「確認資料」という。)の提出を求めることとし、提出方法及び提出期間を公告において明らかにするものとする。

2 発注者は、審査申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)を、様式第1号及び様式第2号に準じて作成し、公告において示すものとする。

3 入札参加希望者は、申請書等を公告において示された様式により作成し、提出するものとする。

(入札参加者の選定)

第8条 発注者は、第5条に規定する入札参加資格を満たし、前条に規定する申請書等を提出した共同企業体の中から、業務の実施体制を審査し入札参加者を選定するものとする。

2 発注者は、前項において入札参加者として選定した共同企業体に対して、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して5日(休日を含まない。ただし、入札参加者として選定した共同企業体に対し、歩掛等の見積依頼を行う案件については30日。)以内に指名通知を行うものとする。

3 発注者は、第1項において入札参加者として選定しなかった共同企業体(以下「非選定者」という。)に対し、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して5日(休日を含

まない。)以内にその旨を通知するものとする。

(非選定者に対する理由の説明)

第9条 非選定者は、発注者に対し、前条第3項の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、発注者に対して選定されなかった理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 非選定者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、書面の提出先と併せて、公告において明らかにするものとする。

3 発注者は、第1項の説明を求められたときは、苦情を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札説明書の配付)

第10条 次に掲げる入札関連書類は、県ホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧できるようにするとともに、発注機関において配付するものとする。

(1) 入札に係る説明事項

(2) 審査申請書及び確認資料

(3) 愛媛県建設工事入札者心得

(4) 仕様書等貸与申請書(閲覧書を設けて閲覧に供する場合)

(5) その他業務毎に必要なと認めるもの

(開札の執行)

第11条 入札に際し、予定価格が500万円を超える業務のうち、標準的な歩掛がないため、過半に業者見積りを使用して設計金額を積算した委託業務について、入札参加者に業務委託費内訳書の提出を求めるものとし、その旨を別途入札通知書(指名通知)において通知するものとする。

2 入札及び開札の日時、場所については、公告において明らかにするものとする。なお、公告時において確定していない場合は、別途入札通知書(指名通知)において明らかにするものとする。

(落札者の決定)

第12条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で(かつ、予定価格が500万円を超える場合は、愛媛県土木部業務委託最低入札価格調査試行要綱(平成21年4月1日制定)第3条に規定する調査基準価格以上の価格をもって)、入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

2 入札執行者は、落札者を決定した場合には、直ちに入札参加者に対し、愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)(平成17年8月17日制定)に定義するシステム(以下、「電子

入札システム」という。)により落札者決定の通知を行うものとする。(紙入札参加者に対する落札者決定の通知については、紙入札参加者が落札者である場合は、口頭又は文書によるものとし、紙入札参加者が落札者以外である場合は、県ホームページに入札結果を公表することをもって、落札者決定の通知に代えるものとする。)

- 3 発注者は、落札者の決定後、業務委託契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務委託契約を締結しないことがある旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

- 第13条 公告に示した競争に参加する共同企業体に必要な資格のない共同企業体及び虚偽の申請を行った共同企業体等のした入札並びに愛媛県建設工事入札者心得及び愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の中止)

- 第14条 第7条第1項に規定する申請書等の提出がないとき又は第8条の入札参加者の選定の結果、入札参加者として選定すべき共同企業体がないときは、入札をとりやめるものとする。

(随意契約への移行)

- 第15条 第8条において、入札参加資格を満たす者が1共同企業体又は2共同企業体であるときは、当該1共同企業体又は2共同企業体から見積書を徴取のうえ、随意契約を行うことができるものとする。

(その他)

- 第16条 電子入札システムにより入札を行う場合は、この要領に定めるもののほか、愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)によるものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月21日から施行する。